

「薬事衛生六法 2026」（奥付 2026 年 4 月 1 日発行）の記述に誤りがありました。お詫びを申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます
(2026 年 4 月 30 日現在)

該当箇所	誤	正
p.41 上段右から 5 行目	8 医薬品製造管理者については、第七条第四項及び第八条第一項の規定を準用する。この場合において、 <u>第七条第三項</u> 中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。	8 医薬品製造管理者については、第七条第四項及び第八条第一項の規定を準用する。この場合において、 <u>第七条第四項</u> 中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。
p.95 上段右から 7 行目	2 前項に規定する生物由来製品の製造を管理する者については、第七条第四項及び第八条第一項の規定を準用する。この場合において、 <u>第七条第三項</u> 中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。	2 前項に規定する生物由来製品の製造を管理する者については、第七条第四項及び第八条第一項の規定を準用する。この場合において、 <u>第七条第四項</u> 中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。